

令和 8 年度 細江処理区外 統廃合基本構想検討業務

特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は「令和 8 年度 細江処理区外 統廃合基本構想検討業務」に適用するものとし、本仕様書に記載されていない事項については浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書による。

2 業務目的

浜松市下水道事業アセットマネジメント計画では井伊谷浄化センターの供用開始 50 年を目前に細江浄化センターに統合することが示されている。

統合にあたっては、まず井伊谷処理区のうち金指処理分区を細江浄化センターへ接続する。その後、細江浄化センターの 3 系を増設し能力増強を行ったうえ、井伊谷浄化センターをポンプ場化し、細江浄化センターに接続する予定である。また、細江浄化センターの能力増強に合わせて、三ヶ日浄化センターの汚泥も運搬し、集約処理する予定である。

本業務ではこれらの統合および増設について基本検討を行うものである。

3 アセットマネジメント計画

細江浄化センターに関連する各事業のアセットマネジメント計画での位置付けを示す。

分類	項目	主要事業	事業スケジュール	備考
再構築等	統廃合	金指 P⇒細江 STP	2027 (R9)～2032 (R14)	
		井伊谷 STP⇒細江 STP	2041 (R23)～2046 (R28)	供用開始 50 年経過
		農集排(都田)⇒細江 STP	2026 (R8)～2028 (R10)	
	汚泥集約化	三ヶ日 STP⇒細江 STP	2039 (R21)～2040 (R22)	細江 STP 増設に合わせて実施
普及促進等	施設増設	細江 STP 3 系増設	2037 (R19)～2041 (R23)	井伊谷 STP 統合を見越した増設

4 施設概要

対象施設の概要を示す。

(1) 終末処理場

名称	細江浄化センター		井伊谷浄化センター	三ヶ日浄化センター
位置	浜名区細江町気賀		浜名区引佐町井伊谷	浜名区三ヶ日町
下水排除方式	分流式		分流式	分流式
処理方式	水処理	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法	有機物及び凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過法	凝集剤併用型高度処理 OD 法+急速ろ過法
	汚泥処理	濃縮-脱水-搬出	濃縮-脱水-搬出	余剰汚泥-脱水-搬出
能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	計画1日最大汚水量	6,392	2,691	1,700
	既設能力 水処理	4,800	3,400	1,800
供用開始年	平成 11 年		平成 8 年	平成 18 年

(3) 分流式汚水ポンプ場

名称	金指中継ポンプ場	
位置	浜名区引佐町金指	
下水排除方式	分流式	
能力 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	計画時間最大汚水量	0.013
	主ポンプ設備能力	0.026
供用開始年	平成 12 年	

5 業務条件

本業務は、以下の条件を踏まえて検討すること。

- (1) 業務実施に当たっては、4 省連名（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）で公表されている「広域化・共同化計画策定マニュアル 令和 6 年 4 月改定」に留意して行うこと。
- (2) 各処理区の計画フレーム、計画汚水量等の計画諸元は、「令和 7 年度 浜松市公共下水道事業全体計画・事業計画見直し及び都市計画事業計画図書作成業務」の成果図書に準拠すること。
- (3) 「上下水道政策の基本的なあり方検討会」、「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」等で議論される国の動向を踏まえた検討を行うこと。

6 業務内容

(1) 資料収集・整理

井伊谷処理区、細江処理区及び三ヶ日処理区の全体計画・事業計画等の関連計画について、資料収集を行い確認する。また、関連する管渠、ポンプ場、処理場における現状の整備状況、整備計画等について資料収集を行い確認する。

(2) 将来の流入水量予測

業務対象の 3 処理区における将来の流入汚水量の予測を行う。予測に当たっては、アセットマネジメント計画の事業スケジュールに整合を図った中長期の目標年次を設定する。更に、既定計画の各種諸元にとらわれず、現実的な面整備計画や水洗化率、将来

的な人口減少動向等を踏まえるものとする。また、接続管のルート検討における接続ルートに整合した地区別、分区域や中間年次の流入水量予測も検討する。

(3) ポンプ場化の検討

井伊谷処理区の統廃合にあたって、井伊谷浄化センターのポンプ場化の検討を行う。井伊谷浄化センターとしての処理を継続しながら、これと並行してポンプ施設を建設し、完成した時点で流入汚水系統を切り替えて圧送を開始の上、浄化センターを廃止するものとする。ポンプ場の検討にはマンホールポンプ形式採用も含め、コスト縮減に配慮する。また、ポンプ場化後の既存施設の取り扱いについて、撤去や貯留施設化等の方向性を整理し、比較検討を行う。

金指処理分区の統廃合にあたって、金指中継ポンプ場のマンホールポンプ化の検討を行う。また、雨天時浸入水の影響が大きい場合は統廃合により廃止する施設を貯留施設に改造するなど、対策を検討する。

(4) 接続管のルート検討

井伊谷汚水中継ポンプ場（井伊谷浄化センター廃止後のポンプ場）および金指マンホールポンプ場の圧送先について、圧送ルート、地表勾配、道路幅員、交通状況、周辺状況、主要な障害物の状況を現地踏査により確認し、受け入れ先管渠の流下能力を検証し、経済性及び施工性について検討する。なお、接続管のルートは図1に示す3ルートを基本とするが、他のルートの可能性も視野に入れて検討し、実現可能性及び課題を整理する。

(5) 細江浄化センターへの影響検討

井伊谷処理区の統合に伴い水量が増加する細江浄化センターの水処理施設および汚泥処理施設の能力について確認を行う。汚泥処理施設については三ヶ日浄化センターの汚泥集約化も含むものとする。

(6) 概算工事費の算定及びコスト縮減効果検証

統廃合に伴う概算工事費および統廃合後の維持管理費等を算定する。費用比較にあたっては、統廃合する場合と統廃合しない場合および浄化槽へ切替えた場合で比較し、コスト縮減効果を検証する。

段階的な建設計画及びその前段となる法手続きや実施基本・詳細設計等の概略工程を検討し、統廃合までのスケジュールと今後の課題を整理する。

(7) 提出図書作成

業務に先立ち、業務計画書を提出すること。

また成果図書として、報告書、概要版、図面類を作成する。

7 設計協議

本業務における打合せ協議については、下記のとおり 5 回程度を行うものとする。

初回：作業着手前

中間(3 回)：将来の流入水量予測、接続管ルート検討、概算工事費算定時

最終：提出図書作成時

8 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りが無いように努めること。

9 成果品

本業務の成果品と提出部数は下記のとおりとする。提出の詳細については、別途協議を行う

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・ 報告書 | A 4 版・ 2 部 |
| ・ 報告書概要版説明資料 | A 3 版・ 2 部 |
| ・ 打合せ議事録 | A 4 版・ 2 部 |
| ・ 上記図書の電子データ | CD-R 又は DVD-R・ 一式 |
| ・ その他参考資料 | 資料一式 |

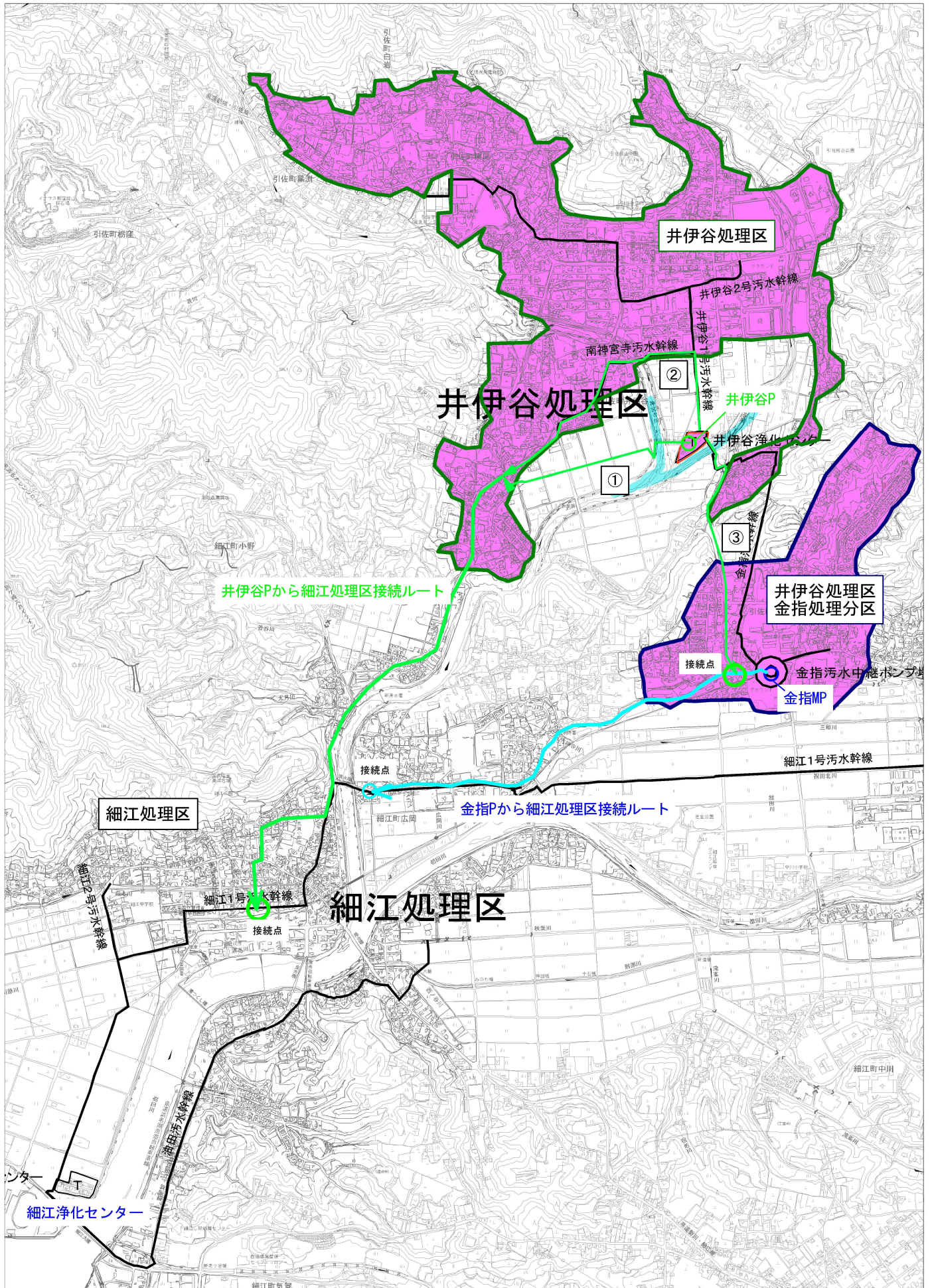


図 1 接続管検討ルート位置図

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の**資格を証する書類（合格証、資格者証等）の写しまたは、実務経験を証明する**経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。
- 4 本業務の実施にあたっては、浜松市上下水道部建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条3項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

共通仕様書第1103条に規定する「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者及び照査技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。